# 令和7年度 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 (令和6年度振返り) 【概要版】

令和7年8月 教育部教育総務課

## 点検・評価の経緯 (P. 2)

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項 において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検 及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しな ければならない。と規定している。

## 2 実施方針 (P.6~P.7)

- ・対象事業は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教 育振興基本計画(以下「教育プラン」という。)に掲げる施策及び主要事業とする。
- ・令和7年度実施(令和6年度振返り)の施策・主要事業の点検・評価については、教育プ ランの着実な推進を図る観点から、教育プランに掲げる施策体系に基づく10施策・34事業 について振返り評価を行う。
- ・教育プランの中では「成果指標は施策の一つの指標であるため,毎年度実施する「調布市教 育委員会の権限に属する事務の点検・評価」においては成果指標の結果のみならず、施策に連 なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施する」としている。このため、 各主要事業の取組実績等の振返りや今後の方向性の検討等は実施するが、最終評価は各施 策の成果指標の数値等を踏まえた施策全体の総合評価とする。

#### 3 評価基準 (P.8)

各施策の評価については主管課による自己評価としている。

評価に当たっては、調布市行政評価との整合を図り、以下の評価基準に基づいて、施策のね らい(目的)、成果指標に照らして効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの 5段階で評価した。

	評価結果	成果指標の結果
s	実施した取組において顕著な成果が得られた。	数値が前年度より上昇
Α	実施した取組において予定した成果が得られた。	又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
В	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	数値が横ばい又は前年度より低下
С	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	数値が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。	

## 施策の点検・評価結果 (一覧表P. 20 ~P. 21 /詳細P. 22 ~P. 54)

目標達成度

А

事業主管課

指導室

学務課

各施策の評価結果は、令和7年度では、Aが8施策、Bが2施策となっています。

施	策 1	豊かな心の育成		
		主要事業	事業主管課	目標達成度
	1	命を大切にする教育の推進	指導室	
	2	人権教育の推進	指導室	
	3	いじめの防止と対応	指導室	B
	4	道徳教育の推進	指導室	
	5	体験活動の推進	指導室	

邡	施策 2 確かな学力の育成					
		主要事業	事業主管課	目標達成度		
	6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成 と小中連携教育の推進	指導室			
	7	I CT環境の整備・活用と情報教育の推進	指導室	_		
	8	グローバルな人材の育成とオリンピック・バラリンピック教育の 継承・レガシーの取組	指導室	$\vdash$		
	9	学校図書館の活用推進	指導室			

ш			担金王				
L							
邡	施策 4個に応じたきめ細かな支援						
		主要事業	事業主管課	目標達成度			
	12	特別支援教育の推進	指導室				
	13	不登校児童・生徒への支援	指導室	^			
	14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	指導室	$\mid A \mid$			
	15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	指導室 学務課				

蒑	鏼 5	魅力ある学校づくりの推進		
		主要事業	事業主管課	目標達成度
	16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との 一体的推進	指導室	
	17	特色ある教育活動の推進	指導室 学務課	
	18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	А
	19	学校における働き方改革の推進	指導室 学務課 教育総務課	

_		:			
施	施策 6 安全・安心な学校づくりの推進				
		主要事業	事業主管課	目標達成度	
	20	食物アレルギー対策の推進	学務課 指導室		
	21	安全教育の推進	教育総務課 指導室	Λ	
		児童・生徒の安全確保の推進	学務課 社会教育課 教育総務課 指導室	A	

<b>恵策 7学校施設整備の推進</b>			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
23	学校施設の更新	教育総務課	
24	不足教室への対応	教育総務課	Α
	安全・安心で快適な教育環境の整備	教育総務課	

策 8 青少年の育成			
	主要事業	事業主管課	目標達成度
	家庭教育への支援	社会教育課	
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	Α
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	, ,

施	施策 9生涯学習社会への対応					
		主要事業	事業主管課	目標達成度		
	29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援	社会教育課 公民館			
		障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	П		
	31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	公氏郎	D		
	32	市民の読書・調査活動への支援	図書館			

施	施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承				
		主要事業	事業主管課	目標達成度	
	33	文化財の保存及び活用	郷土博物館	۸	
	34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開	郷土博物館 図書館	А	

### 5 有識者からの意見(抜粋) (P. 56 ~P. 72)

・「調布市教育プラン」(令和5年度~令和8年度)によれば,学校教育では指導の個別指導等による「個別最適な学び」と探究的な学習や多様な体験活動を通して「協働的な学び」を充実させ,ICT機器の整備・利活用の促進と教員の指導力の向上,「主体的で対話 的で深い学び」を図り、「子どもたちが、将来への希望を持ちつつ学び続けられる持続可能な仕組みを構築していくことを使命とする」と明記している。そのため、個人の状況に加えて周りの人や集団、社会の人々のウェルビーイングの向上を図る視点を加味し、コミュニティ・スクール の導入推進(施策5),GIGAスクール構想の前倒しを踏まえた学びの充実や史跡・文化財の保存・活用等を支援するにはどうすればよいかと,情報機器を駆使して調べる勇気を持つものである。

策 3 健やかな体の育成

10 体力向上への支援

11 食育の推進

そのため、学校教育では、指導の個別化等による「個別最適な学び」と多様な「協働的な学びを充実化」「ICT機器の整備・利活用」「教員の指導力の向上」(施策2・施策3)を積極的に推進することがポイントになる。そして児童・生徒が「将来への希望を持ち、安心して 学び続けられる仕組み」(施策 5・施策 6 )を今後も丁寧に格段に推進していくことが期待される。

・令和6年度の取組実績では,「命を大切にする教育の推進」で,各校で「命」の授業や防災教育の日,いのちと心の教育月間を通じて,自助・共助・公助の意識を醸成する取組が行われたこと,児童・生徒に対する救命講習や教員に対する上級救命講習の実施により,救 命救急に関する知識と技能の普及が図られた。これにより,児童・生徒の生命に対する意識が高まり,緊急時の対応力の向上が図られていることが挙げられる。また,「人権教育の推進」において,いじめ防止対策や人権教育プログラムを活用した校内研修が実施され,児童・ 生徒に対する人権意識の向上が図られ,特に,いじめの未然防止と早期発見・対応に向けた取り組みが強化されて,学校全体での連携が進んだことや,スクールカウンセラーの活用や地域ネットワークとの連携を通じて,いじめの早期発見・対応が行われるなどの取組により,児 童・生徒が安心して学べる環境の整備に努められていることに感謝する。

総じて、令和6年度の取組の振り返りでは、教育現場における多様な課題に対して効果的な対応がなされ、児童・生徒の成長と発展に寄与する取組がなされている。特に、命の大切さや人権意識の向上、いじめの防止、体験活動の充実等において、教育の質の向上が 図られたことは大きな成果であり,その取組に感謝するとともに,今後もこれらの取組を継続・発展させることで,より良い教育環境の整備を図っていかれることを期待する。

・調布市教育委員会(以下:市教育委員会)の諸事業を概観すると,基本構造は教育振興基本計画によるものと考えられるが,令和6年12月25日の,文部科学大臣による中央教育審議会への諮問に鑑みると,特に施策5の魅力ある学校づくりの推進の重要性が 見えてくる。魅力ある学校づくりを方向付けるもの,あるいは基盤となるものが,施策1の豊かな心の育成であり,施策2の確かな学力の育成,施策3の健やかな体の育成,施策4の個に応じたきめ細かな支援としての諸事業などと考えられる。それぞれの施策において,必要 不可欠な事業が適切に位置付けられており,市教育委員会のきめ細かな事業展開が見て取れる。一方で,施策によっては,成果指標に基づくに評価結果が前年からの改善が十分でないものがあった場合には,諸事業の見直しをする必要がある。前年同様の事業実施であれ ば、内容の量的・質的改善の具体が示されることが求められる。その意味でも、学校に対する指導助言や教員に対する研修の具体を明示することが重要である。こうした視点を基に、令和6年度の点検・振り返りに再見すると、施策10の地域ゆかりの文化の保存と継承が具 体的に示されており、理解しやすい。各課、各所のこれまでの取組実績、取組成果を今後に向けて拡充、充実することを期待したい。